

農業委員会等交付金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第28号

農業委員会等交付金等交付規則の一部を改正する規則

農業委員会等交付金等交付規則（昭和31年香川県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付金等の交付)</p> <p>第1条 県は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）に基づく農業委員会及び<u>県農業委員会ネットワーク機構</u>に要する経費に対し、毎年度予算の範囲内において市町及び<u>県農業委員会ネットワーク機構</u>に交付金、負担金又は補助金（以下「交付金等」という。）を交付する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(交付金等の交付の対象となる経費及び額等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前条第1項に規定する負担金の交付の対象となる経費は、<u>県農業委員会ネットワーク機構</u>が農地法の規定によりその所掌に属することとされた事項に関する事務を行う場合に要する経費で<u>社員</u>の手当及び職員の給与に要するものとし、その額は、別に定める基準により算定した額に相当する額とする。</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>県農業委員会ネットワーク機構</u>の業務に要する経費（前項に規定する経費を除く。）のうち、別に定める経費の10分の10以内</p>	<p>(交付金等の交付)</p> <p>第1条 県は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）に基づく農業委員会及び<u>県農業会議</u>に要する経費に対し、毎年度予算の範囲内において市町及び<u>県農業会議</u>に交付金、負担金又は補助金（以下「交付金等」という。）を交付する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(交付金等の交付の対象となる経費及び額等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前条第1項に規定する負担金の交付の対象となる経費は、<u>県農業会議</u>が農地法の規定によりその所掌に属することとされた事項に関する事務を行う場合に要する経費で<u>会議員</u>の手当及び職員の給与に要するものとし、その額は、別に定める基準により算定した額に相当する額とする。</p> <p>3 前条第1項に規定する補助金の交付の対象となる経費及びその補助率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>県農業会議</u>の業務に要する経費（前項に規定する経費を除く。）のうち、別に定める経費の10分の10以内</p>

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。